

# 建設工事における 2 億円を境とする失格基準等の見直しについて

## 1 現状と課題

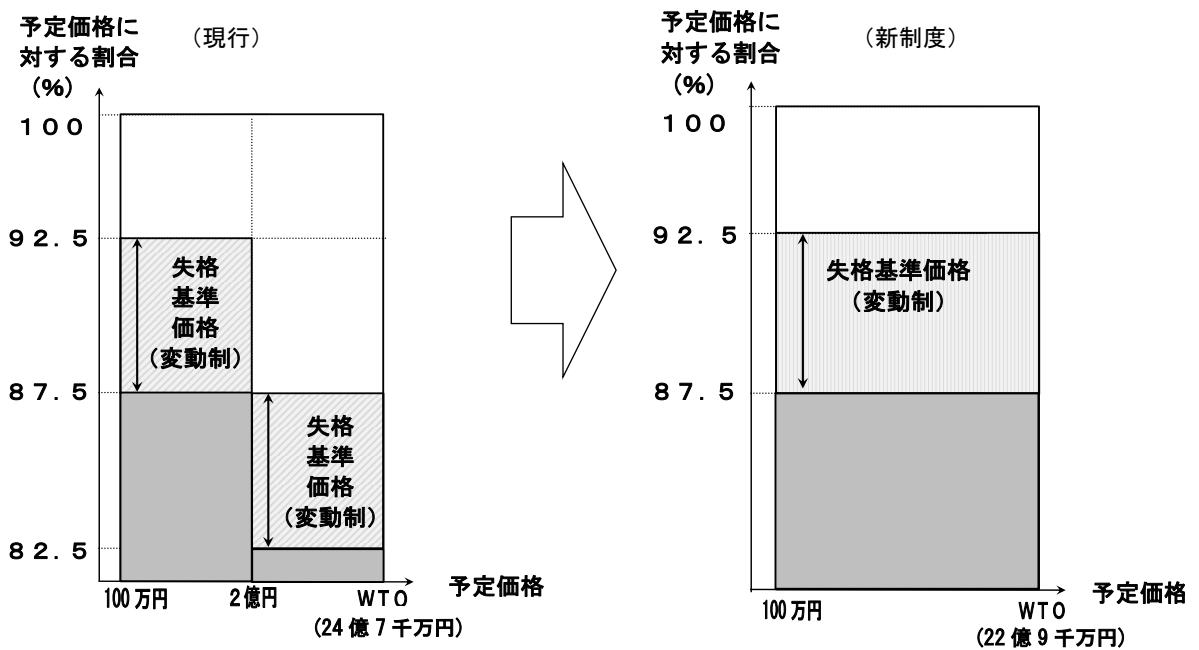
- (1) 予定価格 2 億円以上の建設工事については、2 億円未満の工事に比べコスト縮減の可能な幅が大きいとの観点から、平成 16 年度より失格基準を引き下げて運用してきたが、現時点で、その根拠は明確となっていない。
- (2) 発注者が予定価格を算出する積算基準は、工事費が高くなるほど、直接工事費の割合が大きく、諸経費の割合が小さくなる。このため、国や多くの自治体が用いている中央公契連モデル※では、工事費が高くなるほど、低入札価格調査基準が高く(=コスト縮減の幅が小さく)なる。
- (3) 今年度、(一社)長野県建設業協会が実施した受注実績調査では、2 億円以上の工事は、2 億円未満の工事と比べ、確保できた一般管理費率の平均が約 5.2%低い結果。

※工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

## 2 見直しの内容

上記 1 を踏まえ、予定価格 2 億円以上の案件（WTO 案件を除く）においても、2 億円未満と同様の基準とする。

受注希望型競争入札における失格基準価格の設定範囲



## 3 実施時期

平成 30 年 4 月の公告案件から適用